

(令和7年度登録者)

旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業による



奨学金返済補助の手引き



【返済補助に関するお問合せ，各手続書類の提出先】

旭川市 経済部経済総務課雇用労政係

住 所：〒070-8525

北海道旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎2階

電 話：0166-25-7152 (課直通)

F A X：0166-26-7093

対応時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。） 8：45～17：15

この補助金の目的

この補助金は本市経済の担い手となる若者の地元定着を促進することを目的とし、大学等高等教育機関在学中に借り入れた奨学金を卒業後に返済する者、又はその者が借り入れた奨学金を代理返還する企業に対して返済の一部を補助するものです。

目 次

この補助金の目的	1
1 補助を受けるには	2
2 補助の対象期間	2
3 補助金の額	2
4 登録から補助金交付申請までの基本的な流れ	3
5 申請手順のフローチャート	5
6 個人制度と企業連携制度について	6
7 Q&A	7
8 チェックリスト	10
9 各書類の記入例	
(1) 登録応募用紙（様式第1号）※補助の応募	11
(2) 状況報告書（様式第3号）	12
(3) 交付申請書（様式第5号）	13
10 参考資料	
旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱	
旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要領	

1 補助を受けるには

就職する前年度	①大学等高等教育機関を卒業する年度に登録
就職する年度	②地元企業に就職 + ③旭川市内に居住 ↓ ②と③の要件を満たした後 ④旭川市に状況報告（個人制度または企業連携制度の選択） ※就職した企業が旭川市に登録していなければ企業連携制度は選択できません。
就職2年目 就職3年目 就職4年目	⑤旭川市に補助金の交付申請 → 補助金の交付 ※ 補助の対象期間が終了するまで繰り返します。

2 補助の対象期間（3年間）

補助金交付の対象となる期間は、次のうち最も遅い日の属する月の初日から起算して3年間になります。

- 1 登録年度の翌年度の4月1日
- 2 市内定着の日
- 3 奨学金の最初の返済予定日

※最初の返済予定日前に返済を開始した場合は、その日を最初の返済予定日とします。

3 補助金の額

補助金の額は、申請年度の前年度に返済した奨学金の2分の1以内で、かつ修学した高等教育機関の区分に応じ、次に定める補助上限額を限度とします。

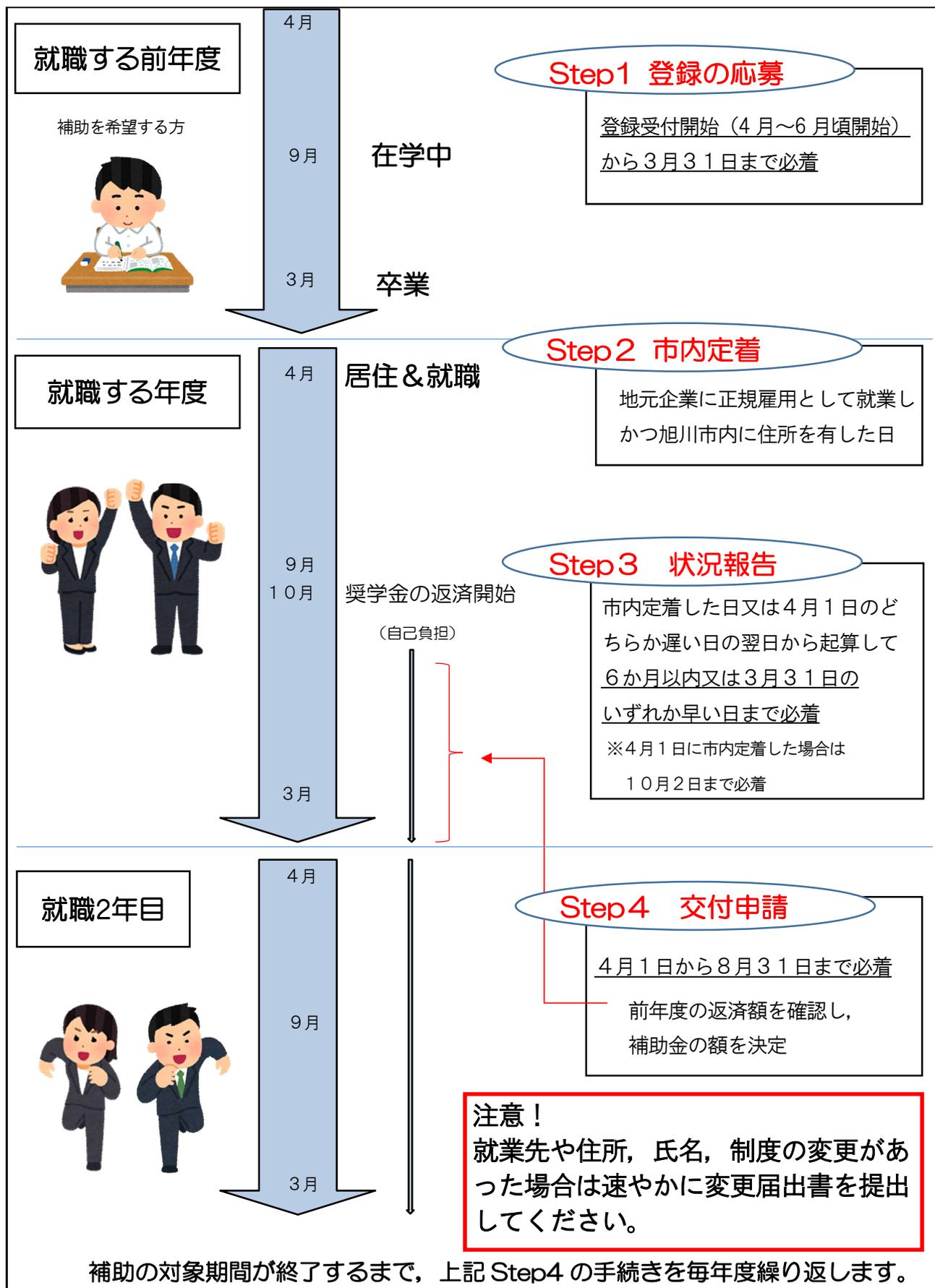
<補助上限額>

	高等教育機関の区分	補助上限額	
		1年度当たり	補助対象期間での通算
1	大学	100,000円	300,000円
2	短期大学	70,000円	210,000円
3	高等専門学校	70,000円	210,000円
4	専修学校	70,000円	210,000円
5	大学院（修士の学位を授与するもの）※1	75,000円	225,000円
6	大学院（博士の学位を授与するもの）	109,000円	327,000円
7	上記1～6に掲げる複数の高等教育機関での借入がある場合※2	161,000円	483,000円

※1 学校教育法第87条第2項の規定により修業年限を6年とする大学の課程（医学、歯学等を履修する課程）における5年次以降の借入分は、当該項目を適用する。

※2 複数の高等教育機関で在学中に奨学金を借り入れた場合は、合算した借入額を補助対象とする。

4 登録から補助金交付申請までの基本的な流れ



(前ページの詳細)

Step 1 登録の応募

補助金の交付又は代理返還を受けようとする方は、市内定着を予定している年度の前年度の登録受付開始日から3月31日までに次の書類を提出してください。

- 1 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録応募用紙【個人】（様式第1号）
- 2 奨学金の借入を証する書類（既卒者は奨学金返済残額を証する書類）
- 3 在学証明書又は卒業証明書（在学証明書の場合は提出日以前3か月以内に発行されたもの）
- 4 住民票の写し（既卒者である場合に限る。提出日以前3か月以内に発行されたもの。）
- 5 その他市長が必要と認める書類

Step 2 市内定着

地元企業に正規雇用（移行見込みを含む。）として就業（自ら事業を営む場合を含む。）し、かつ旭川市内に住所を有していることをいいます。この2つの条件を満たした日が定着認定日となります。

※地元企業の詳細については7ページのQ3を参照

※登録した年度中に市内定着した場合、定着認定日は4月1日となります。

Step 3 状況報告

登録をされた方は、定着認定日の翌日から起算して6か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

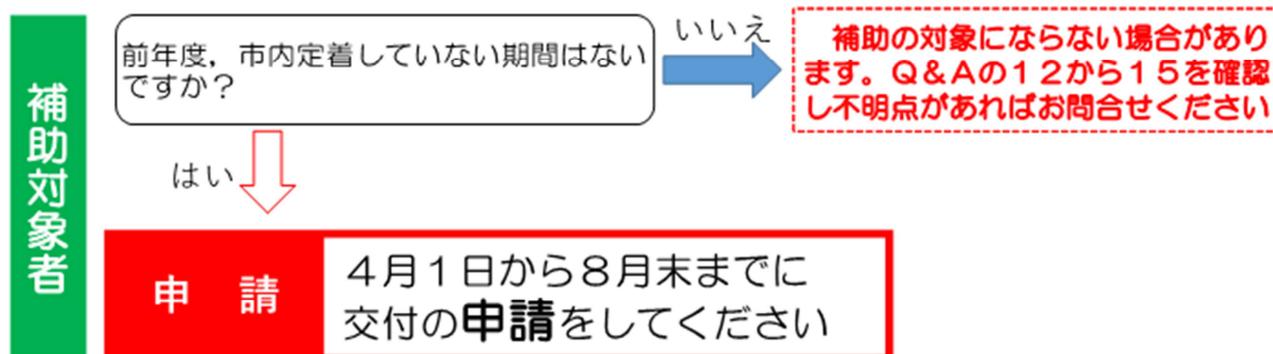
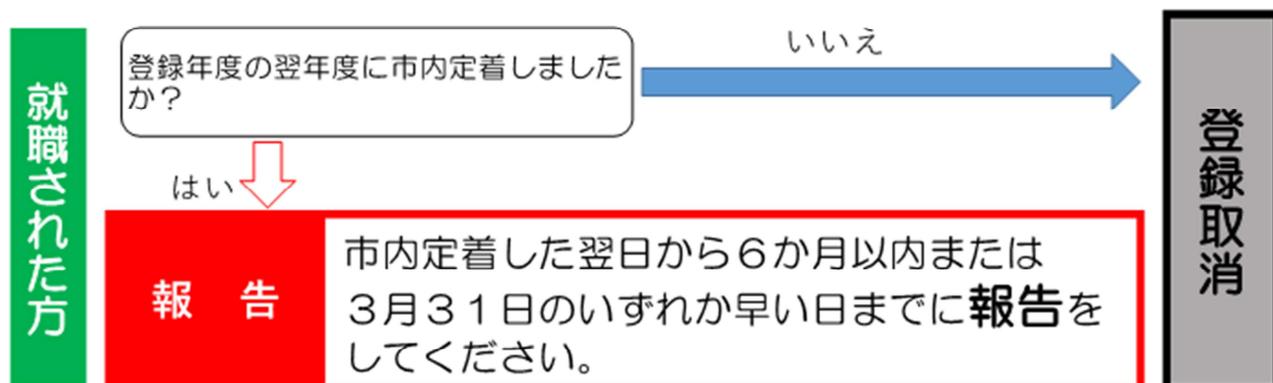
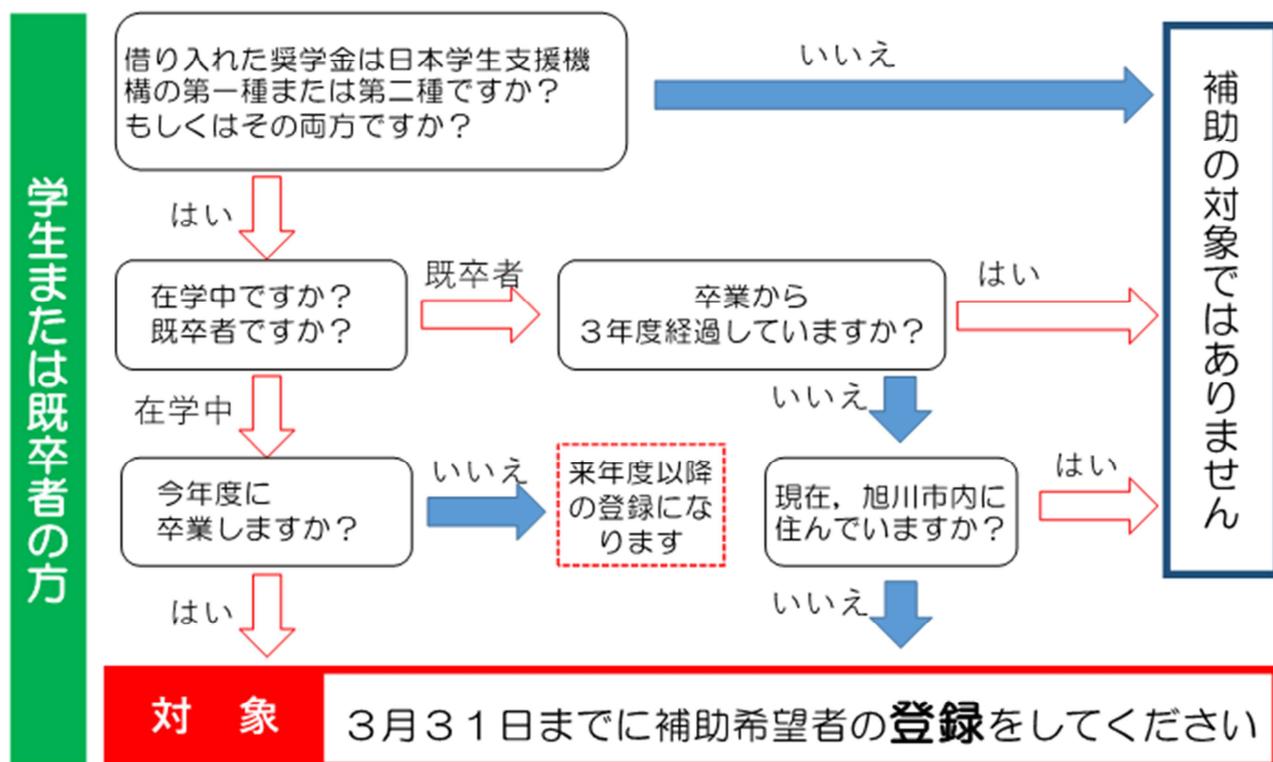
- 1 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録者状況報告書（様式第3号）
- 2 奨学金の返済予定額を証する書類（貸与奨学金返還確認票など）
- 3 高等教育機関を卒業したことを証する書類（登録時に卒業証明書を提出している場合は除く）
- 4 雇用証明書（様式第4号）
- 5 住民票の写し（提出日以前3か月以内に発行されたもの。既卒者は、旭川市内に住所を移転した以降のもの）
- 6 その他市長が必要と認める書類

Step 4 交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、申請年度の4月1日から8月31日までに次の書類を提出してください。

- 1 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書【個人】（様式第5号）
- 2 在職証明書（様式第6号）（申請年度の4月1日以降に発行されたもの）
- 3 住民票の写し（申請年度の4月1日以降に発行されたもの）
- 4 申請年度の前年度における奨学金の種類と返済予定額を証する書類
- 5 申請年度の前年度における奨学金の返済日及び返済額を証する書類
- 6 その他市長が必要と認める書類

5 申請手順のフローチャート



6 個人制度と企業連携制度について

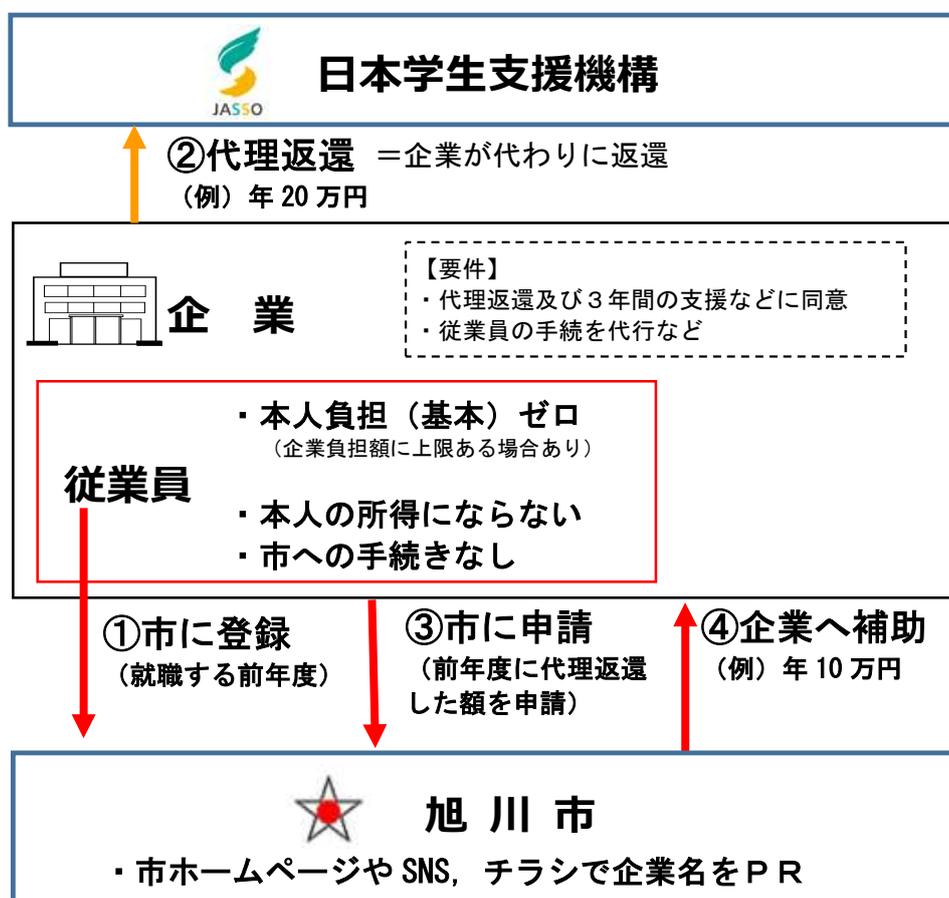
令和6年度より、企業連携制度を新設しました。このことにより、旭川市に登録している企業に就職した場合に限り、企業連携制度を選択できるようになりました。

個人制度

奨学金の返済や各種書類の提出を登録者自身が行い、登録者に補助金を交付する制度。

企業連携制度

奨学金の返済（代理返還）や各種書類の提出を登録企業が登録者の代わりに行い、登録企業に補助金を交付する制度。



〈企業連携制度を選択された皆様へ〉

企業連携制度を選択された場合、本人に代わり企業が手続きを行います。提出書類は個人制度と基本的に同じですので、この手引きや要綱要領をよく読み、いつ何を提出するべきかを事前に確認しておいてください。

なお、企業連携制度の交付申請期間は、**4月1日から4月30日まで**と、個人制度より短くなっています。住民票など、本人が用意し、企業に提出しなければならない書類がありますので十分注意してください。

7 Q&A

「登録の応募」に関するQ&A	
1	<p>Q 「大学等高等教育機関」とは、具体的にどのような学校ですか。</p> <p>A この事業での「大学等高等教育機関」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限ります。）、大学院をいいます。</p>
2	<p>Q どのような奨学金が対象となりますか。</p> <p>A 高等教育機関在学中に貸与を受けた独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金が対象となります。</p>
3	<p>Q 「地元企業」とは、どのような企業をいいますか。</p> <p>A 旭川市を本店又は主たる事務所の所在地とする法人をいいます。旭川市内で事業を営む個人事業主も含まれますが、公務員又はそれに準ずる法人等（独立行政法人等）は除きます。</p>
4	<p>Q 「既卒者」とは、どのような人をいいますか。</p> <p>A 高等教育機関を卒業した年度から3か年度を経過していない方をいいます。ただし、登録の応募を行う年度に卒業する方は除きます。</p>
5	<p>Q 昨年卒業し、今は市外に住んでいます。来年度、旭川市に引っ越す予定ですが、登録の応募はできますか。</p> <p>A 応募できます。登録の応募は、次の①と②の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 在学中に奨学金の借入があり、返済を予定している又は返済中であること。</p> <p>② 次のいずれかに該当していること</p> <p>ア 登録の応募を行う年度において、高等教育機関を卒業又は卒業見込みの方</p> <p>イ 登録申請時点において、旭川市外に住所を有している既卒者</p>

「旭川市内定着」に関するQ&A	
6	<p>Q 旭川市内で自ら事業を営む場合も補助の対象になりますか。</p> <p>A 自営業の事業承継や新規創業も補助の対象になります。ただし、登記事項証明書や確定申告書、個人事業の開業・廃業等届出書等によりその事業の実態が確認できる場合に限ります。</p>
7	<p>Q 札幌市に本社のある企業に就業し、旭川市内の事業所に配属となりました。この場合、補助の対象となりますか。</p> <p>A 勤務場所が旭川市内であっても、就業した企業等の本社住所が旭川市内になければ、補助の対象にはなりません。</p>
8	<p>Q 「公務員に準ずる法人等」とは、どのような法人ですか。</p> <p>A 「公務員に準ずる法人等」とは、総務省による独立行政法人制度の適用を受ける法人（国立病院機構、国立高等専門学校機構など。詳しくは総務省ホームページを参照ください。）や文部科学省による国立大学法人制度の適用を受ける法人の職員が該当します。</p>

「就業や雇用」に関するQ&A

9	Q 「就業した日」とは、いつを指しますか。
	A 雇用契約書や雇入通知書に記載されている雇用開始日です。なお、自営業の場合、登記事項証明書に記載されている法人設立日又は補助を希望する方本人が代表者として登記された日、もしくは個人事業の開業・廃業等届出書に記載されている開業日を「就業した日」として取り扱います。
10	Q 「正規雇用」とは、どのような雇用を指しますか。
	A 労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めが無く、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇級または昇格の有無）を総合的に勘案して正規雇用と判断されるものをいいます。
11	Q 正規雇用への移行見込みの有無は、どのように確認すればよいですか。
	A 雇用証明書や雇用契約書等に「正社員登用の予定あり」との記載があることなどで、確認することができます。

「就業や居住の状況等の変更に伴う手続き」に関するQ&A

12	Q 就業先の倒産により離職しましたが、旭川市内には引き続き居住しています。補助対象となりますか。 (<input type="checkbox"/> 市内居住 : <input type="checkbox"/> 市内就業 : × の場合)
	A やむを得ない事情で離職したものの市内に引き続き居住している場合、離職した日が属する年度については、その期間に返済した奨学金も補助対象となります。 ただし、次年度以降も引き続き、市内定着の要件を満たしていない場合、4月1日から補助対象期間を中断します。市内定着の要件を再び満たした場合（報告が必要となります）、それ以降の期間は補助対象期間となりますが、中断期間が1年を超えた場合は、補助希望者としての登録が取消しとなり、補助は終了します。
13	Q 旭川市内に本社のある企業に雇用されたまま、旭川市外にある支社へ転勤を命じられ、市外に転出しました。補助対象となりますか。 (<input type="checkbox"/> 市内居住 : × <input type="checkbox"/> 市内就業 : ○ の場合)
	A 市内に本社がある企業での就業は続いているものの、やむを得ない事情で市外に転出した場合、転出した日が属する年度については、転出している期間に返済した奨学金も補助対象とします。 ただし、次年度以降も引き続き、市内定着の要件を満たしていない場合、4月1日から補助対象期間を中断します。市内定着の要件を再び満たした場合（報告が必要となります）、それ以降の期間は補助対象期間となりますが、中断期間が2年を超えた場合は、補助希望者としての登録が取消しとなり、補助は終了します。

14	Q 自己都合により離職（又は自己都合により旭川市外に転出）しました。補助対象となりますか。
	A 自己都合などにより離職又は市外転出した場合、離職又は市外転出した日が属する年度については、市内定着の要件を満たしていた期間に返済した奨学金のみ補助対象となります。 ただし、市内定着が認められない期間は、年度内において3か月（又は90日）を限度とし、それを超えた場合は登録を取り消すこととなります。
15	Q 雇用されている企業で育児休暇を取得しました。休暇期間中に返済した奨学金は補助対象となりますか。
	A 産前・産後休暇、育児休暇、病気休暇など就業先が認めている休暇の取得期間については、就業している期間として取扱いますので、その期間内の返済分は補助対象となります。

「制度」に関するQ&A

16	Q 登録企業に就職する予定なので「企業連携制度」を選択したいと思っておりますが、どのような支援が受けられるのでしょうか。
	A 企業連携制度の支援として定められていることは次のとおりです。 1 代理返還により行うものとし、最低3年間継続すること 2 代理返還の額は、補助上限額、若しくは補助対象期間における返済予定額以上上記以外のことは、各企業が自由に支援方法を決められますので、詳しくは企業の担当者にお聞きください。 ※例1：毎月、返済予定額を代理返還 例2：年に一度、決まった額を代理返還
17	Q 登録企業に就職したため「企業連携制度」を選択し、代理返還を行っていただきましたが、半年後、市内の別の企業に転職し、それ以降は自分で返済しています。自分で返済した分も補助の対象になりますか。
	A 転職をした場合は変更届出書（様式第8号）を市に提出し、制度の変更を行う必要があります。その上で、以前働いていた登録企業への補助額を優先とし、補助上限額に達していない場合は、ご自身で返済された分も補助の対象となります。 ※補助金の額は、返済額の2分の1以内、又は上限額まで。

※表中のQ&Aでは、補助対象期間内に生じることが想定される変更の例とその基本的な取扱いをまとめています。表中の取扱いが原則ですが、変更が生じた時期や理由など状況によっては、この取扱いにより難しく個別に判断・対応させていただく場合もありますので、就業先や住所、氏名に変更が生じるときは速やか「状況報告書」を旭川市へ提出してください。

8 チェックリスト

大事な事項なので、申請前に口にチェックを入れて確認してください。

- check 1 返済補助の対象となる奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構第一種・第二種奨学金のみです。
- check 2 本社や本店の住所が旭川市でない企業等や、公務員などは対象外です。
※「企業等」には、会社のほか店舗、病院、施設等も含まれます。
- check 3 返済補助を受けるためには、登録を受けた翌年度の3月31日までに、地元企業に就業し、旭川市内に居住していることが必要です。
- check 4 補助対象期間の満了前であっても、補助の申請手続きを怠った場合、又は補助の要件を満たさなくなった場合は、原則補助は受けられません。
- check 5 申請書等の書類は、締切の1ヶ月前を目安に余裕を持って提出してください。
提出期限を過ぎた場合は、登録ができない若しくは登録が取り消しになります。

注意事項

補助金の交付の対象となる方の要件の一つに「貸与を受けた全ての奨学金の返済を延滞していないこと」とあります。収入減などにより返済が滞ると予想される場合は、前もって日本学生支援機構に相談（猶予制度など）してください。そのほか、困ったことや分からないことがありましたら市に相談してください。

9 各書類の記入例

様式第1号

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録応募用紙【個人】

申請日

(宛先) 旭川市長

標記補助金の交付を受けたいので、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて応募します。

応募者

ふりがな	あさひかわ たろう
氏名	旭川 太郎
現住所	〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎2階
電話番号	0166-25-7152
メールアドレス	〇〇@city.asahikawa.lg.jp
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日

ふりがな記入もれ注意

修学先及び卒業した高等学校

名称	〇〇大学	
所在地	〇〇市〇〇条〇〇丁目	
卒業・修了時期	2026年 3月	
卒業した高等学校	名称	〇〇高等学校
	所在市町村	北海道〇〇市
	卒業時期	2022年 3月

対象奨学金

奨学金種別 <small>※該当するものに○</small>	借入期間	月数	借入金額（借入残額）
第一種・第二種	2022年4月～2024年3月	24月	960,000 円
第一種・第二種	2024年4月～2026年3月	24月	480,000 円
第一種・第二種	2022年4月～2026年3月	48月	2,880,000 円
※上記3件以上の奨学金の借入がある場合、未記載分を合算して借入金額を記載			500,000 円
合計借入金額（借入残額）			4,820,000 円

就業希望

旭川市内での就業予定時期	2026年 4月
登録時点での内定の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 (内定企業名 株式会社〇〇) ・ 無

添付書類

- 奨学金の借入を証する書類（既卒者である場合は、奨学金返済残額を証する書類）
- 在学証明書（提出日以前3か月以内に発行されたもの。既に卒業している場合は、卒業したことを証する書類）
- 住民票（既卒者である場合に限る。提出日以前3か月以内に発行されたもの）

提出前に、添付する書類の口内に
レ点を記入し確認してください。

(R6 登録以降)

様式第3号

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録者状況報告書

報告日 ○○年 ○月 ○日

(宛先)旭川市長

標記補助金の交付を受けたいので、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

制度の選択

※ 就職先が旭川市に登録していないと企業連携制度を選択できません。

個人制度 企業連携制度	
連携企業名	
登録者	
ふりがな	あさひかわ たろう
氏名	旭川 太郎
補助希望者登録番号	令和○年度第 ○○号
現住所	〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎2階
電話番号	0166-25-7152
メールアドレス	○○@city.asahikawa.lg.jp

登録決定通知書(様式第2号)の氏名の下に記載がある登録番号を記入。

就業先(個人制度のみ記載)

企業名	株式会社○○
本店所在地	旭川市○条○丁目

対象奨学金

別添、「奨学金の返済予定額を証する書類」のとおりに	添付枚数	5枚
---------------------------	------	----

添付書類

【初回報告時に必要なもの】

- 合意書(企業連携制度を選択した場合のみ必要)
- 奨学金の返済予定額を証する書類(貸与奨学金返還確認票、スカラネットの「奨学生番号ごとの詳細情報」等)
- 高等教育機関を卒業したことを証する書類(登録時に未提出の場合のみ必要)
- 雇用証明書(様式第4号)
- 住民票の写し(ただし、提出日以前3か月以内に発行されたもの)

(R6登録以降)

様式第5号

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書【個人】

申請日

〇〇年 〇月 〇日

(宛先)旭川市長

標記補助金の交付を受けたいので、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、就業及び居住状況等の確認のため必要な限度において、旭川市が就業先又は関係部局に照会を行うことに同意します。なお、申請の内容に事実と相違があることが判明した場合は、補助金の決定の取消しに応じます。

申請者

ふりがな	あさひかわ たろう
氏名	旭川 太郎
補助希望者登録番号	令和〇年度第 〇〇号
現住所	〒 070 - 8525 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎2階
電話番号	0166-25-7152
メールアドレス	〇〇@city.asahikawa.lg.jp

就業先

別添、「在職証明書」(様式第6号)のとおり。※自ら事業を営む場合は確定申告書の写し

当該年度の奨学金の交付申請額

補助対象期間	2026年 10月 1日 ~ 2027年 3月 31日												
返済合計額	39,996円												
交付申請額算出根拠	<table border="1"> <tr> <td>返済合計額</td> <td>A</td> <td>39,996円</td> <td>× 1/2 =</td> <td>B</td> <td>19,998円</td> </tr> <tr> <td>補助上限額(要綱別表のうち該当する額)</td> <td>C</td> <td>100,000円</td> <td></td> <td>BとCを比較して低い方の額</td> <td>19,998円</td> </tr> </table>	返済合計額	A	39,996円	× 1/2 =	B	19,998円	補助上限額(要綱別表のうち該当する額)	C	100,000円		BとCを比較して低い方の額	19,998円
返済合計額	A	39,996円	× 1/2 =	B	19,998円								
補助上限額(要綱別表のうち該当する額)	C	100,000円		BとCを比較して低い方の額	19,998円								
補助金交付申請額	19,998円												

添付書類

- 在職証明書(様式第6号)(申請年度の4月1日以降に発行されたもの)
自ら事業を営む場合は直近の確定申告書の写し。ただし確定申告書の写しを提出できない正当な理由がある場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し。
- 住民票(申請年度の4月1日以降に発行されたもの)
- 申請年度の前年度における奨学金の種類、返済日及び返済額を証する書類
(奨学金の返済に使用している口座の返済履歴、日本学生支援機構が発行する入金一覧表等)

(R6登録以降)

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱【令和6年度登録以降】

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年者の旭川市外への流出を食い止めるとともに、地元企業への就業による地域への定着を促すことで本市経済の担い手となる人材を確保するため、大学等高等教育機関在学中に借り入れた奨学金を卒業後に返済する者、又はその者が借り入れた奨学金を代理返還する企業に対して補助を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における各用語の定義は次のとおりとする。

(1) 高等教育機関

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。以下同じ。）、専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）、大学院をいう。

(2) 奨学金

高等教育機関在学中に貸与を受けた独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金をいう。

(3) 地元企業

旭川市を本店又は主たる事務所の所在地とする法人又は旭川市内で事業を営む個人事業主をいう。

(4) 正規雇用

社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等を総合的に勘案して正規雇用と判断されるものをいう。

(5) 市内定着

地元企業に正規雇用（移行見込みを含む。）として就業（自ら事業を営む場合を含む。）し、かつ旭川市内に住所を有していることをいう。ただし、公務員又はそれに準ずる法人等（独立行政法人等）の職員として就業している場合は除くものとする。

(6) 定着認定日

市内定着を始めた日をいう。ただし、第7条第5項に規定する登録を決定した日の属する年度（以下「登録年度」という。）において市内定着した場合、その翌年度の4月1日を定着認定日とする。

(7) 既卒者

高等教育機関を卒業した年度から3か年度を経過していない者をいう。ただし、第7条に規定する登録の応募を行う年度において卒業するものは除くものとする。

(8) 年度

地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる会計年度をいう。

(9) 代理返還

企業が従業員に代わり、奨学金の返還額の一部又は全額を独立行政法人日本学生支援機構に直接返済することをいう。

(10) 登録者

第7条第5項に規定する登録決定を受けた者（個人）をいう。

(11) 登録企業

第7条第5項に規定する登録決定を受けた地元企業をいう。

(12) 個人制度

登録者自身が、各書類の提出及び奨学金の返済を行い、補助を受ける制度。

(13) 企業連携制度

登録企業が、登録者に代わり各書類の提出及び代理返還を行い、補助を受ける制度。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たした者、又はその者が借り入れた奨学金を代理返還する地元企業とする。

(1) 高等教育機関の在学中に奨学金の借入があること。

(2) 貸与を受けた全ての奨学金の返済を延滞していないこと。（補助対象期間に限る）

(3) 市内定着していること。（補助対象期間に限る）

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、次に掲げる日のうち最も遅い日の属する月の初日から起算して3年間とする。

- (1) 定着認定日
 - (2) 奨学金の最初の返済予定日（最初の返済予定日前に返済を開始した場合は、その日を最初の返済予定日とする。）
- 2 補助対象期間において、市内定着要件に該当しなくなったときは、次の各号に該当する場合を除き、補助対象期間を終了するものとする。
- (1) 自己都合によらない離職
 - (2) 旭川市外への転居を伴う転勤
 - (3) 天災、傷病その他補助対象者等の責めに帰さない事情
 - (4) 上記各号の規定によらない理由で、要件を満たしていない期間が年度毎に3か月以内の期間である場合
 - (5) その他市長が認める場合

(対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、補助金の交付を受けようとする年度（以下「申請年度」という。）の前年度（補助対象期間のうち市内定着している期間に限る。）に登録者が返済した奨学金の額又は登録企業が代理返還を行った額とする。

(補助金額)

- 第6条 補助金の額は、登録者毎に対象経費の2分の1以内、かつ登録者が奨学金を借り入れた高等教育機関の区分に応じ、別表に定める補助上限額を限度とし、予算の範囲内において決定する。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 登録企業への補助金の額は、第1項及び前項により企業連携制度を選択した登録者毎に算出した額の合計額とする。

(登録)

第7条 補助金の交付又は代理返還を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に次の書類を提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録応募用紙【個人】（様式第1号）
 - (2) 奨学金の借入を証する書類（既卒者は奨学金返済残額を証する書類）
 - (3) 在学証明書（提出日以前3か月以内に発行されたもの。既に卒業している場合は、卒業したことを証する書類）
 - (4) 住民票の写し（既卒者である場合に限る。提出日以前3か月以内に発行されたもの。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に掲げる登録を受けようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。
- (1) 高等教育機関の在学中に奨学金の借入があり、返済を予定している又は返済中であること。
 - (2) 次のいずれかに該当していること。
 - ア 登録の応募を行う年度において、高等教育機関を卒業又は卒業見込みの者
 - イ 登録申請時点において、旭川市外に住所を有している既卒者
- 3 補助金の交付を受けようとする企業は、代理返還を開始する前までに次の書類を市長に提出し、登録を受けなければならない。
- (1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録応募用紙【企業】（様式第1号の2）
 - (2) 次の書類のうち、ア及びイからオに掲げるいずれかの書類。ただし、登録年度の旭川市入札参加資格者名簿（建設工事等、物品購入等）に掲載されている場合は提出不要とする。
 - ア 旭川市の市税に滞納がないことの証明書の写し
 - イ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（提出日以前3か月以内に発行されたもの）（原本）
 - ウ 直近の確定申告書【第1表及び第2表及び収支内訳書】（税務署受付印のあるもの）
 - エ 所得税青色申告決算書【1～4面】（税務署受付印のあるもの）
 - オ その他市長が必要と認める書類
- 4 前項に掲げる登録を受けようとする企業は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。
- (1) 地元企業であること。
 - (2) 各登録者への支援は代理返還により行うものとし、最低3年間継続すること。
 - (3) 各年度において、登録者毎に別表に定める補助上限額、若しくは補助対象期間における返済予定額以上の代理返還を行うこと。
 - (4) 本要綱及び代理返還制度の内容を十分理解し、遅滞なく各種手続きを行うこと。

- 5 市長は、登録を決定したときは、登録通知書（様式第2号又は様式第2号の2）により通知するものとする。
- 6 市長は、登録しないことを決定したときは、その旨を書面により通知するものとする。
- 7 市長は、登録企業について、市ホームページ等での周知などを行うものとする。
- 8 市長は、登録者が登録年度の翌年度の3月31日までに市内定着しないときは、当該登録を取り消すものとする。
- 9 市長は、登録企業が第4項に掲げる要件を満たさなくなった場合、当該登録を取り消すものとする。

（制度の選択）

第8条 登録者が登録企業に就業した場合、個人制度若しくは企業連携制度のどちらの制度を適用するかを選択しなければならない。

- 2 企業連携制度を選択した登録者は、登録企業の求めに応じて代理返還及び補助金申請に関係する書類を提出するとともに、提出内容に変更等があった場合には第14条に規定する変更届出書（様式第8号）を提出しなければならない。

（状況報告）

第9条 個人制度を選択した登録者は、定着認定日の翌日から起算して6か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録者状況報告書（様式第3号）
 - (2) 奨学金の返済予定額を証する書類
 - (3) 卒業証明書又は卒業証書の写し（第7条第1項第3号に規定する書類として既に提出している場合は除く。）
 - (4) 雇用証明書（様式第4号）
 - (5) 住民票の写し（提出日以前3か月以内に発行されたもの。ただし、既卒者の場合は、旭川市に住所を移転した以降のものとする。）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 企業連携制度を選択した登録者は、前項に定める書類と奨学金返済に係る合意書（様式第9号）を同期間内に登録企業に提出しなければならない。また、登録企業はその書類を速やかに市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、登録者が状況報告書の提出を行わないときは、第7条第5項の規定に基づく登録を取り消すものとする。

（制度の変更）

第10条 登録者が転職等により制度の変更を行う場合は、登録企業と制度変更について合意した上で、変更届出書（様式第8号）に奨学金返済に係る合意書（様式第9号）を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、登録企業が登録を取り消された場合、当該登録企業の企業連携制度を選択していた登録者は、登録企業との合意なしに個人制度への変更を認める。

（交付の申請）

第11条 補助金の交付申請は、一登録者について登録者本人若しくは登録企業のいずれか一方しか行うことはできない。ただし、申請年度の前年度において、前条に規定する制度の変更を行った場合は、この限りではない。

- 2 補助金の交付を受けようとする登録者は、申請年度の4月1日から8月31日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書【個人】（様式第5号）
 - (2) 在職証明書（様式第6号）（申請年度の4月1日以降に発行されたもの）
 - (3) 住民票の写し（申請年度の4月1日以降に発行されたもの）
 - (4) 申請年度の前年度における奨学金の種類と返済予定額を証する書類
 - (5) 申請年度の前年度における奨学金の返済日及び返済額を証する書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助金の交付を受けようとする登録企業は、申請年度の4月1日から4月30日までに 次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書【企業】（様式第5号の2）
 - (2) 企業連携制度を選択した登録者に係る前項第2号から第5号に規定する書類
- 4 登録者は、申請年度の前年度において補助対象経費がない場合は、交付申請に代えて申請期間内に申立書（様式10号）の提出を行わなければならない。ただし、企業連携制度を選択した場合は、登録企業を経由し提出するものとする。
 - 5 第1項ただし書きの規定により、登録者及び登録企業の両者から申請があった場合、その登録者に係る補助上限額は企業連携制度分から適用させるものとし、個人制度分の補助上限額は企業連携制度分を適用させた後の差引額を限度とする。

6 市長は、第4条第2項各号に定める場合を除き、登録者が申請年度ごとに第2項及び第4項に規定する書類の提出を行わないときは、第7条第5項の規定に基づく登録を取り消すものとする。

(交付の決定)

第12条 市長は、前条に規定する交付の申請があったときは、当該申請内容の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、理由を示して条件を付することができるものとする。

(交付決定等の通知)

第13条 市長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書(様式第7号又は様式第7号の2)により補助金の交付を受けようとする登録者若しくは登録企業に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、理由を示してその旨を書面により補助金の交付を受けようとする登録者若しくは登録企業に通知するものとする。

(登録内容の変更等)

第14条 登録者は、登録時及び状況報告などの内容に変更が生じたときは、遅滞なく変更届出書(様式第8号)により市長に届け出なければならない。ただし、企業連携制度を選択した場合は、登録企業を経由し提出するものとする。

2 登録企業は、登録時の内容に変更が生じたときは、遅滞なく変更届出書(様式第8号の2)により市長に届け出なければならない。

(申請の取下げ)

第15条 補助金の交付を受けようとする登録者若しくは登録企業は、第13条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して7日以内に、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助金の交付を決定した者又は企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度における補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないとき

(2) その他偽りや不正の手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項に規定する取消しを決定したときは、理由を示してその旨を書面により補助金の交付を決定した者又は企業に通知するとともに、第7条第5項の規定に基づく登録を取り消すものとする。

(交付の時期)

第17条 補助金は、第12条の規定による補助金の交付決定を行った後において交付するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(関係書類の整備等)

第19条 補助決定者は、補助対象期間内における奨学金返済に係る支出を明らかにした書類等を整備し、最終申請年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱の施行日前の登録者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱の施行日前の登録者については、なお従前の例による。

別表 在学中に借り入れた高等教育機関の区分ごとの補助上限額

	高等教育機関の区分	補助上限額	
		1年度当たり	補助対象期間での通算
1	大学	100,000円	300,000円
2	短期大学	70,000円	210,000円
3	高等専門学校	70,000円	210,000円
4	専修学校	70,000円	210,000円
5	大学院（修士の学位を授与するもの）※1	75,000円	225,000円
6	大学院（博士の学位を授与するもの）	109,000円	327,000円
7	上記1～6に掲げる複数の高等教育機関での借入がある場合※2	161,000円	483,000円

※1 学校教育法第87条第2項の規定により修業年限を6年とする大学の課程（医学、歯学等を履修する課程）における5年次以降の借入分は、当該項目を適用する。

※2 複数の高等教育機関で在学中に奨学金を借り入れた場合は、合算した借入額を補助対象とする。

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要領【令和6年度登録以降】

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金の交付に関し、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(正規雇用について)

第2条 要綱第2条第4号に定める「正規雇用」は、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇級又は昇格の有無等をもって判断するものとする。

(公務員に準ずる法人等の職員の範囲)

第3条 要綱第2条第5号ただし書に規定する「公務員に準ずる法人等の職員」とは、総務省による独立行政法人制度又は文部科学省による国立大学法人制度の適用を受ける法人の職員をいうものとする。

(返済の延滞)

第4条 要綱第3条第2号に規定する「奨学金の返済を延滞していないこと」とは、貸与を受けた奨学金に延滞金が賦課されていないことをいう。

2 前項に規定する奨学金に、延滞金が賦課された時点で補助対象期間は終了するものとし、翌年度の補助金交付申請期間終了後に登録を抹消するものとする。ただし、市長が特に認める場合はその限りではない。（この場合において、賦課された延滞金については補助対象経費から除くものとする。）

(市内定着に該当しなくなった場合の取扱)

第5条 要綱第4条第2項各号に係る取り扱いについては、別表に定めるものとする。

(申請する対象経費がない場合の取扱)

第6条 要綱第11条第4項に規定する「申請年度の前年度において補助対象経費がない場合」とは、日本学生支援機構に対する願出により返済期限の猶予認められた場合、又は先掛返還を行い、前もって返済した場合のほか、市長が特に認める場合とする。

(特別休暇の取扱)

第7条 市長は、補助対象者等が、補助対象期間内において、就業先である地元企業が認める産前・産後休暇、病気休暇その他特別休暇を取得したときは、当該休暇の取得期間を地元企業で就業している期間として取り扱うものとする。

(個人事業主の取扱)

第8条 自ら事業を営む場合、第9条第1項第4号に定める雇用証明書及び第11条第2項第2号に定める在職証明書は、前年分の確定申告書の写し、又は履歴事項全部証明書等の事業の実態が確認できる書類で代えることができることとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月7日から施行する。

この要領の施行日前の登録者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領の施行日前の登録者については、なお従前の例による。

別表 要綱第4条第2項各号の規定に該当する場合の取扱

	市内定着要件		申請年度における取扱	申請年度以降の取扱
	市内居住	地元就業		
第1号	○	×	<p>地元就業が認められない状況となった日が属する年度（以下「未就業年度」という。）に支払った返済金額については、全て対象経費とすることができる。</p>	<p>1 未就業年度の翌年度において、引き続き左記の状況により市内定着が認められない場合は、4月1日から1年間を限度とし、補助対象期間を中断する。</p> <p>2 未就業年度の翌年度の3月31日時点において、市内定着が認められない場合は、補助登録を取り消すものとする。</p> <p>3 上記1で定める期間内に再び市内定着した場合には、要綱第14条に規定する変更届出書を提出しなければならない。なお、中断した期間は、補助対象期間から除くものとする。</p>
第2号	×	○	<p>市内居住が認められない状況となった日が属する年度（以下「転出年度」という。）に支払った返済金額については、全て対象経費とすることができる。</p>	<p>1 転出年度の翌年度において、引き続き左記の状況により市内定着が認められない場合は、4月1日から2年間を限度とし、補助対象期間を中断する。</p> <p>2 転出年度の翌々年度の3月31日時点において、市内定着が認められない場合は、補助登録を取り消すものとする。</p> <p>3 上記1で定める期間内に再び市内定着した場合には、要綱第14条に規定する変更届出書を提出しなければならない。なお、中断した期間は、補助対象期間から除くものとする。</p>
第4号	両方又はどちらか片方が×		<p>市内定着が認められない状況となった日が属する年度（以下「未定着年度」という。）については、市内定着が認められない期間に支払った返済金額を対象経費から除くものとする。</p> <p>ただし、市内定着が認められない期間は、年度内において3か月（又は90日）を限度とし、それを超えた場合は補助登録を取り消すものとする。</p>	

※表中に規定する取扱により難しい場合又は第3号若しくは第5号に該当する場合は、個々の事案ごとに判断するものとする。